

最高裁判決を踏まえた 生活保護費の追加給付を行います

社会福祉課生活福祉係 ☎0824-73-1166

平成25年に国が実施した生活扶助基準の引き下げについて、令和7年6月に最高裁判決で「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程および手続きには過誤、欠落があった」と指摘されました。

この判決を踏まえ、国は新たな水準を示し、その差額を追加給付することを決定しました。

本市においても、国の対応方針を受け、追加給付を実施します。

追加給付の概要

対象世帯

平成25年8月から平成30年9月までの間に、本市で生活保護を受給していた世帯が対象です。

また、平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、世帯員が一定期間、入院・入所していた世帯や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定されていた世帯なども対象になります。

支給金額

受給期間や世帯状況、追加給付の対象となる各種加算の

認定状況により異なります。
手続き

【現受給世帯】

手続き不要です。支給額、支給予定日などを記載した決定通知書を既に送付しています。

【廃止世帯】

廃止世帯については、申出書および添付書類を社会福祉課へ提出してください。

申出書は社会福祉課で受け取ることができるほか、市ホームページからダウンロードできます。

添付書類

受給当時の全世帯員の戸籍謄本の写し、申出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、本人名義の預貯金通帳の写しなど



申出書提出期限

令和9年7月31日

問い合わせ

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター

☎0120・179・445

※個別の支給金額についてはお答えできません。あらかじめご了承ください。

庄原市敬老会事業 ～9月15日は老人の日～

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0824-73-1143

市では、9月の老人保健福祉月間に合わせ、高齢者の皆さんが、できる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし、生きがいを持って活動できる地域づくりを進めています。
長年にわたって社会の発展に尽力されてきた皆さんへの感謝と敬意を表するとともに、地域で支え合う機運を高めるため、「敬老祝金支給事業」と「敬老会補助事業」を実施しています。

敬老祝金支給事業

100歳という大きな節目を迎えられる皆さんの長寿を祝い、敬老の意を表するため、敬老祝金を支給します。

対象者

9月15日現在、市内に住所があり、大正15年4月1日から昭和2年3月31日までに生まれた人

※対象者には、8月上旬頃に個別で通知しています。（施設に入所している人は、施設を通じて通知します。）

支給額

3万円

敬老会補助事業

自治会や地域団体などが開催する敬老会に対し、補助金を交付します。

敬老会は、高齢者の長寿を祝うとともに、地域住民との交流を深め、地域福祉の増進を図る大切な機会です。補助金は、敬老会の開催に必要な経費などに活用できます。

対象者

敬老会事業を主催する自治会などの団体

交付額

75歳以上の高齢者数（12月末現在）に1人当たり1220円を乗じた金額

申請期限

敬老会事業実施日の前日まで

申請に必要なもの

敬老会事業補助金交付申請書
※申請書は高齢者福祉課または各支所地域振興室で受け取ることができます。

